

○ はじめに

都は、「食品製造業等取締条例」（昭和 28 年東京都条例第 111 号。以下「取締条例」という。）において、弁当等（弁当類及びそう菜類をいう。以下同じ。）の販売については、固定店舗での販売形態を許可制である食料品等販売業として、また、人力により移動しながら販売する形態を届出制である行商として規制している。

近年、~~手軽に購入できる弁当安価ないわゆるワンコイン弁当~~を求めるサラリーマン等の増加に伴い、特に都心のオフィス街において、路上に大量の弁当等を陳列して販売する形態が見受けられるようになり、弁当等の販売に係る衛生上の問題発生が懸念される状況にある。

こうした状況の中、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 25 年 7 月 5 日、「弁当等に関する食品販売の規制の在り方」について、知事から諮問を受け、検討部会を設置して専門的かつ具体的な検討を行ってきた。検討部会では、弁当行商に携わる事業者からのヒアリングも実施しながら、検討を進めた。

また、平成 25 年 11 月 19 日に審議会で取りまとめた「中間のまとめ」を公表し、寄せられた意見を参考にしながら、更に検討を重ねた。

このたび、審議会では、弁当等の食品の販売に関して安全性を適切に確保するための合理的な規制の在り方を取りまとめたので答申する。

第2 弁当行商の現状と課題

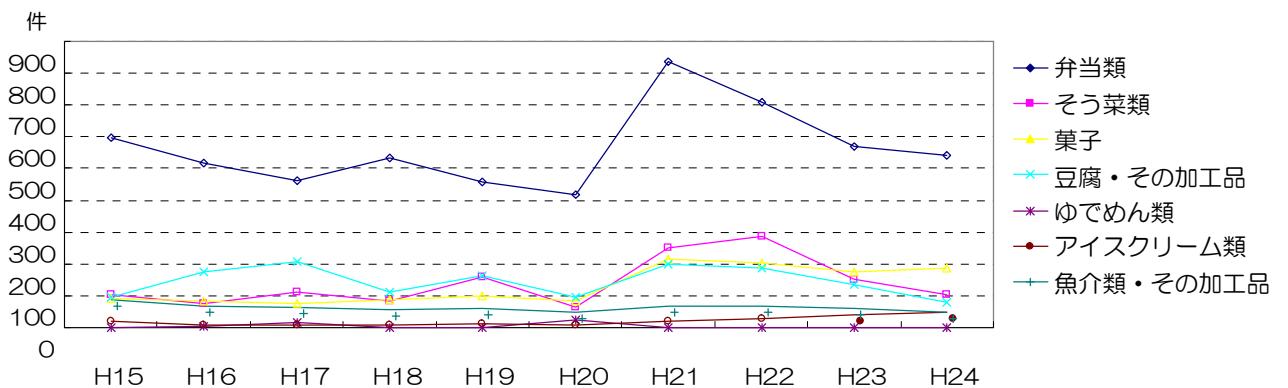
1 弁当行商の現状

弁当行商の現状として、以下の事項が挙げられる。

- (1) 都心オフィス街で手軽に購入できる弁当ワンコイン昼食を求めるサラリーマン等の増加
- (2) 路上における弁当行商は、特に都心部のオフィス街に集中
- (3) 自動車で弁当を運搬し、多数の行商人を動員して、組織的に大量の弁当を販売する等の事業者の増加

また、取締条例に基づく行商の届出数をみると、弁当類は、平成15年596件であったが、平成21年に835件に増加し、平成24年は542件であった。

【行商届出数経年変化（平成15年～平成24年）】



2 路上における弁当の販売に係る課題

上記の現状を踏まえると、路上における弁当販売の課題として、以下の事項が考えられた。

- (1) 弁当行商の販売形態が、本来の人力による小規模な形態と乖離していること。
- (2) 屋外かつ施設を有しない移動販売は、温度管理の不備等の衛生上の問題が懸念されること。
- (3) 弁当の販売については、販売形態の違いにより許可制と届出制が存在し、規制のレベルが異なっているため、リスクに応じた規制の在り方について、制度全体の見直しが必要であること。